

客引き行為等防止指導・啓発業務委託 プロポーザル実施要領

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

客引き行為等防止指導・啓発業務

(2) 業務内容

別紙「客引き行為等防止指導・啓発業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限金額

月額 1,808,333 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 業務の目的

「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、市民が安心・安全かつ快適に通行・利用できる生活環境を確保することを目的として実施するもの。

具体的には、市長が指定する区域において、通行人に対する客引き行為等を未然に防ぎ、違反者を発見した際は速やかに条例の内容を説明し、指導を行う。併せて、来街者や市民への啓発チラシ配布、地域住民による防犯パトロールへの同行支援を通じて、地域一体となった規範意識の向上を図る。

3. 参加資格要件

次に掲げる事項全ての条件を満たすもの。

(1) 四日市市入札参加資格者名簿に登載または登載予定であること。

なお、登録業種は、「警備」とする。未登載または、登録業種が異なる場合は、5月20日までに、三重県市町総合事務組合(<http://shichosogomie.jp/buppin.html>)で登載手続を済ませること。また、参加意向申出書に、登載手続中であることを記載すること。

(2) プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4. 日程（予定）

令和8年4月27日（月）	募集要項のホームページ掲載、配布
5月13日（水）16:00 必着	参加意向申出書及び質疑の提出期限
5月14日（木）	参加資格審査結果通知
5月22日（金）16:00 必着	企画提案書の提出
5月25日（月）	書類審査（※1）
5月26日（火）	書類審査結果の通知（※1）
6月3日（水）	プレゼンテーション・質疑応答、審査
6月5日（金）	審査結果の通知、公表
6月中旬	契約手続き

※1 必要な場合のみ

5. 参加申し込み・資格審査

（1）参加意向申出書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

① 提出期限

令和8年5月13日（水）16時必着

② 提出書類

ア) 参加意向申出書（様式1）

イ) 会社概要（リーフレット等）

③ 提出先

下記 9 「書類の提出先及び問合せ先」へ提出

④ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。

なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時～午後5時とする。

（2）資格審査

参加資格結果は、応募者へ参加資格審査結果通知書（様式2）にて郵送または電子メールにより5月14日（木）に通知する。

6. 質問受付及び回答

（1）受付期限

令和8年4月27日（月）から令和8年5月13日（水）16時まで

（2）提出書類

質問書（様式7）

(3) 提出方法

下記 9「書類の提出先及び問合せ先」へ電子メールにより提出

※電子メール以外の方法での提出は認めない。

(4) 留意事項

① 電子メールの標題は「客引き行為等防止指導・啓発業務委託に関する質問【事業者名】」とすること。

② 電子メールの送信後、下記 9「書類の提出先及び問合せ先」へ電話連絡をすること。

③ 質問書の内容に疑義が生じた場合は、担当者から問合せをする場合がある。

(5) 回答方法

本市ホームページへの掲載

6. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 5 月 22 日（金）16 時必着

(2) 提出書類

企画提案書（電子データ 1 部、紙媒体 6 部）

企画提案書は、別紙「企画提案書作成要領」を参照のうえ、作成すること。

(3) 提出先

下記 9「書類の提出先及び問合せ先」へ提出

(4) 提出方法

一括して持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。

なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時～午後 5 時とする。

(5) 留意事項

① 提出した企画提案書等の修正及び差替えは、一切認めない。

② 提出された企画提案書等は返却しない。

③ 企画提案書等は、提案事業者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。

7. 受託候補者の特定方法等

(1) 受託候補者の特定方法

本市において審査委員会を設置し、企画提案書等について審査を行う。審査では、別紙「審査要領」の審査基準に基づき評価を行い、各審査委員の評価による合計得点が最も高い提案者を本業務の受託候補者として特定する。

ただし、合計得点が同点の場合は、審査委員会において協議の上、受託候補者を特定する。

受託候補者が辞退したとき、又は契約締結までに失格等の事由が生じたときは、次順位の者を繰り上げて受託候補者として特定することができる。

なお、各審査委員の評価による合計得点が満点の6割に満たない場合は、受託候補者の特定を行わないこととする。

(2) 企画提案の審査

審査は、プレゼンテーション及びヒアリングにより実施する。ただし、応募多数の場合は、企画提案書等による書類選考により、プレゼンテーション及びヒアリングの対象とする提案者の選考を行う場合がある。

(3) 審査結果の通知

令和8年6月5日（金）に提案者全員に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式4）にて郵送または電子メールにより通知する。

(4) 情報公開及び取り扱い

本市ホームページに公募情報及び審査結果等を掲載する。また、提出された文書等については、四日市市情報公開条例第6条に示された方法で情報開示請求があった場合において、同条例第7条から第15条に基づいて開示を行う。

8. その他

(1) 参加意向申出書（様式1）の提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。

(2) 提出書類が以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

②虚偽の記載をしたもの。

(3) 提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等の一切の経費は、提案事業者の負担とする。

9. 書類の提出先及び問合せ先

四日市市 市民生活部 市民協働安全課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

TEL 059-354-8179 FAX 059-354-8316

Email shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp